

# 豊田市自主点検報告表示制度の自主点検基準に係る自主点検要領

平成17年11月18日

豊田市自主点検報告表示制度に関する要綱第4条の規定による自主点検基準の自主点検要領は次のとおりとする。

なお、この点検要領において、法は消防法、令は消防法施行令、規則は消防法施行規則、条例は豊田市火災予防条例をそれぞれいうものとする。

## 第1 一般留意事項

- 1 防火対象物の管理権原者から点検を依頼された場合は、当該防火対象物が点検対象物であるのかを確認すること。
- 2 自主点検報告対象物の管理権原者から点検の委託を受ける場合にあっては、必要な書類等を事前に用意するよう依頼すること。
- 3 点検の際、防火対象物点検資格者免状を携帯するとともに、必要に応じ防火管理者等関係のある者に提示すること。
- 4 点検に際しては、原則として防火管理者等の関係者の立会いを求めること。
- 5 各点検項目において、点検時の判定が否の状態であっても、点検実施中に改善して判定が適の状態となったものについては、改善内容を点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入するとともに判定を適とすることができること。
- 6 点検の際、判定の適否と関係のない事項であっても、火災予防上の問題のある事項については、防火管理者等の関係者で立会いをする者（以下「立会者」という。）にその事項及び改善方法について助言するとともに、その旨を点検票の「備考」の欄に記入すること。  
その他「備考」の欄には、点検を実施した際に気が付いた防火管理上の所見、防火管理維持台帳の編冊状況等について記入すること。
- 7 「備考」又は「状況及び措置内容」の欄に記入できない場合は、その内容を記入した書類を添付すること。
- 8 点検する防火対象物に令第2条及び令第8条が適用されているか必要に応じ確認すること。
- 9 点検において「関係のある者」とは、点検項目に対し、かわりのある者をいうものであること。

## 第2 消防計画

### 1 留意事項

- (1) 点検項目のうち、消防計画に定められた項目を消防計画に定められた内容に照らして点検すること。
- (2) 防火管理維持台帳により消防計画における点検等の状況について確認すること。
- (3) 消防計画の内容が防火対象物の実態に適合していないと認められる場合は、立会者に計画の変更を助言するとともに、その内容を点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。

2 点検方法等

点検項目		点検方法	判定方法
届出	防火管理者選任（解任）	<ol style="list-style-type: none"> <li>防火管理者選任（解任）届出書の写しにより確認すること。</li> <li>届け出されている防火管理者が人事異動等により異動していないか、関係のある者からの聴取及び従業員名簿等により確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>当該防火対象物の防火管理者として必要な資格を有している者が選任されていること。</li> <li>選任された防火管理者が現に存すること。</li> <li>防火管理者選任（解任）届出書が出されていること。</li> <li>防火管理者を変更した場合に、防火管理者選任（解任）届出書が出されていること。</li> </ol>
	消防計画作成（変更）	消防計画作成（変更）届出書の写しにより確認すること。	<ol style="list-style-type: none"> <li>消防計画が作成されていること。</li> <li>消防計画作成（変更）届出書が出されていること。</li> <li>消防計画に定められた事項を変更した場合に、消防計画作成（変更）届出書が出されていること。</li> </ol>
消防計画	自衛消防の組織	<ol style="list-style-type: none"> <li>消防計画に定められた自衛消防の組織に係る事項について確認すること。</li> <li>自衛消防の組織の編成員（自衛消防の組織を編成するものをいう。以下同じ。）が防火対象物に勤務し、又は居住していることを確認すること。</li> <li>自衛消防の組織の編成員の聴取により、任務分担等の把握の状況について確認すること。</li> <li>消防計画に定められた自衛消防の組織に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>自衛消防の組織の任務分担及び指揮命令系統が、編成員に把握されていること。</li> <li>自衛消防の組織の編成員が現に存すること。</li> </ol>
	火災予防上の自主検査	<ol style="list-style-type: none"> <li>消防計画に定められた火災予防上の自主検査に係る事項について確認すること。</li> <li>防火管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、火災予防上の自主検査に関する実施の状況について確認すること。</li> </ol>	消防計画に定められたところにより、自主検査の実施項目に係る検査が実施されており、その結果、不備があった場合に必要な措置が実施されていること。

消 防 計 画		<p>3 自主検査の箇所の状態について目視により確認すること。</p> <p>4 消防計画に定められた火災予防上の自主検査に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。</p>	
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備	<p>1 消防計画に定められた消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備に係る事項について確認すること。</p> <p>2 防火管理維持台帳及び関係のある者からの聴取により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備に関する実施の状況について確認すること。</p> <p>3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備の箇所の状況について目視により確認すること。</p> <p>4 消防計画に定められた消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。</p> <p>なお、消防法第17条の3の3の規定に基づく点検及び報告の対象となる事項を除く。</p>	<p>消防計画に定められたところにより、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検項目に係る点検が実施されており、その点検の結果、不備があった場合に、必要な整備等が実施されていること。</p> <p>なお、消防法第17条の3の3の規定による点検及び報告の対象となる事項を除く。</p>
	避難施設の維持管理及びその案内	<p>1 消防計画に定められた避難施設の維持管理及びその案内に係る事項について確認すること。</p> <p>2 防火管理維持台帳及び関係のある者からの聴取により、避難施設の維持管理に関する実施の状況について確認すること。</p> <p>3 避難経路の案内が掲示されている場合は、当該掲示板について確認すること。</p>	<p>1 消防計画に定められたところにより、避難施設の維持管理が実施されていること。</p> <p>2 消防計画に定められた案内に関する事項が、関係のある者に把握されていること。</p>

消 防 計 画		<p>4 避難施設の管理の状態を目視により確認すること。</p> <p>5 消防計画に定められた避難施設の維持管理及びその案内に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。</p>	
	防火上の構造の維持管理	<p>1 消防計画に定められた防火上の構造の維持管理に係る事項について確認すること。</p> <p>2 防火管理維持台帳及び関係のある者からの聴取により、防火上の構造の維持管理に関する実施の状況について確認すること。</p> <p>3 防火上の構造の維持管理の状態について目視により確認すること。</p> <p>4 消防計画に定められた防火上の構造の維持管理に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。</p>	消防計画に定められたところにより、防火上の構造に係る維持管理が実施されていること。
	収容人員の適正化	<p>1 消防計画に定められた定員の遵守その他収容人員の適正化に係る事項について確認すること。</p> <p>2 防火管理維持台帳及び関係のある者からの聴取により、定員の遵守その他収容人員の適正化に関する実施の状況について確認すること。</p> <p>3 消防計画に定められた定員の遵守その他収容人員の適正化に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること</p>	消防計画に定められたところにより、定員その他収容人員が適正に管理されていること。
	防火上必要な教育	<p>1 消防計画に定められた防火上必要な教育に係る事項について確認すること。</p> <p>2 防火管理維持台帳及び関係のある者からの聴取により、防火上必要な教育の実施の状況について</p>	<p>1 消防計画に定められたところにより、教育が実施されていること。</p> <p>2 「消防法施行規則第3条第5項の対象となる防火対象物の要件を定める件」(平成6年11月28日消防庁告示第9</p>

消 防 計 画		<p>確認すること。</p> <p>3 関係のある者からの聴取により、教育内容の把握の状況について確認すること。</p> <p>4 消防計画に定められた防火上必要な教育に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。</p>	<p>号)に定める防火対象物の防災センターにおいて、消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等に従事する者にとっては、「消防計画に定める防火上必要な教育に関する事項のうち防災センター要員に対するものを定める件」(平成6年11月28日消防庁告示第10号)に定める講習を受講していること。</p>
	消火、通報及び避難訓練	<p>1 消防計画に定められた消火、通報及び避難の訓練にかかわる事項について確認すること。</p> <p>2 防火管理維持台帳及び関係のある者からの聴取により、消火、通報及び避難の訓練の実施の状況について確認すること。</p> <p>3 消防計画に定められた消火、通報及び避難の訓練に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。</p> <p>4 「旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル(昭和62年8月1日消防予第131号予防課長通知)に基づく訓練を実施している場合は、その結果を確認するとともに、点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。</p>	<p>消防計画に定められたところにより、消火、通報及び避難の訓練が実施されていること。</p>
	消火活動、通報連絡及び避難誘導	<p>1 消防計画に定められた消火活動、通報連絡及び避難誘導に係る計画について確認すること。</p> <p>2 各担当者の聴取により、計画に定められた任務分担の把握の状況について確認すること。</p> <p>3 消防計画に定められた消火活動、通報連絡及び避難誘導に係る計画が、防火対象物の実態にも適合しているか確認すること。</p>	<p>消防計画に定められた消火活動、通報連絡及び避難誘導に係る計画における任務分担が、各担当者に把握されていること。</p>

消 防 計 画	消防機関との連絡	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた消防機関との連絡に係る事項について確認すること。</li> <li>2 関係のある者の聴取により、消防機関との連絡の把握の状況について確認すること。</li> <li>3 消防計画に定められた消防機関との連絡に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。</li> </ol>	消防計画に定められたところにより、消防機関との連絡がされており、かつ、連絡を行うことが、各担当者に把握されていること。
	工事中の火気使用又は取扱いの監督	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた工事中の立会いその他火気使用又は取扱いの監督に係る事項について確認すること。</li> <li>2 防火管理維持台帳及び関係のある者からの聴取により、工事中の立会いその他火気使用又は取扱いの監督に関する実施の状況について確認すること。</li> <li>3 工事中の消防計画を作成した場合にあっては、「工事中の防火対象物に関する消防計画について（昭和52年消防予第204号予防救急課長通知）」に基づき、おおむね次に掲げる内容が定められていることを確認すること。          なお、作成した工事中の消防計画を消防機関に提出した場合を除く。          （1）工事中使用する引火性爆発性物品の管理に関する事項          （2）溶接器具、バーナーその他の火気使用設備器具の使用の際の管理に関する事項          （3）喫煙その他火気の管理に関する事項          （4）火災発生時において当該建物内で作業中の者</li> </ol>	工事中の場合は、消防計画に定められたところにより、工事中の立会いその他火気使用又は取扱いの監督が実施されていること。

消 防 計 画		<p>全員に対する連絡・避難に関する事項</p> <p>(5) 消防機関への通報に関する事項</p> <p>(6) 避難施設等及び消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの工事期間に関する事項</p> <p>(7) 機能の確保に支障を生ずる避難施設等及び消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類、箇所及び代替措置の概要に関する事項</p> <p>(8) 持ち込む資材及び機械器具の種類、量、堆積方法及び持ち込む期間、管理方法に関する事項</p> <p>(9) 工事に係る部分の工事完了後の状況に関する事項</p> <p>(10) その他防火上又は避難上の措置に関する事項</p>	
	防火管理に関し必要な事項	<p>1 防火管理に関し必要な事項として消防計画に定められている場合、当該定められた事項について確認すること。</p> <p>2 関係のある者からの聴取により、防火管理に関し必要な事項として定められた事項の実施の状況について確認すること。</p> <p>3 消防計画に定められた防火管理に関し必要な事項が防火対象物の実態に適合しているか確認すること。</p>	消防計画に定められた事項が実施されていること。
	防火管理業務の一部委託	<p>1 消防計画に定められた防火管理上必要な業務（法第17条の3の3の消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検を除く。）の一部委託にかかわる事項について確認すること。</p> <p>2 防火管理上必要な業務の受託者の氏名、住所、</p>	<p>1 消防計画に定められた防火管理上必要な業務の一部の受託者の氏名及び住所（法人の場合、名称及び主たる事務所の所在地）並びにその業務の範囲及び方法が実態に適合していること。</p> <p>2 防火管理上必要な業務の一部の受託者が、自衛消防の組</p>

消 防 計 画			<p>任務分担、指揮命令系統等について確認すること。</p> <p>3 関係のある者からの聴取により、防火管理上必要な業務の受託者の防火管理上必要な業務の範囲及び方法の把握の状況について確認すること。</p> <p>4 防火管理業務に従事している者からの聴取により、「消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について（昭和58年12月2日消防予第227号消防庁次長通知）に基づき、当該従事者の属する法人等（防火管理業務の一部を受託する法人等）が教育担当者講習を終了した者等のうちから、教育担当者を定め防火管理業務に従事する従業員に防火管理に関する教育を組織的、計画的に行っているか確認すること。</p>	<p>織に組み込まれている場合は、自衛消防の組織における任務分担、指揮命令系統が、当該受託者に把握されていること。</p>
	権原の範囲		<p>1 消防計画に定められた防火対象物の管理権原の範囲に係る事項について確認すること。（管理について権原の分かれているものに限る。）</p> <p>2 管理権原者又は防火管理者からの聴取により、当該管理権原の範囲について確認すること。</p>	<p>1 消防計画に定められた防火対象物の管理権原の範囲が実態に適合していること。（管理について権原の分かれているものに限る。）</p> <p>2 防火対象物の管理権原の範囲が管理権原者又は防火管理者に把握されていること。</p>
	る 防 火 対 象 物	地震防災対策強化地域に所在する 自衛消防の組織	<p>1 消防計画に定められた警戒宣言が発せられた場合における自衛消防の組織に係る事項について確認すること。</p> <p>2 自衛消防の組織の編成員が防火対象物に勤務し、又は居住していることを確認すること。</p> <p>3 自衛消防の組織の編成員からの聴取により、任務分担等の把握の状況について確認すること。</p> <p>4 消防計画に定められた自衛消防の組織に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認す</p>	<p>1 消防計画に定められた警戒宣言が発せられた場合における自衛消防の組織の任務分担及び指揮命令系統が、編成員に把握されていること。</p> <p>2 自衛消防組織の編成員が現に存すること</p>

消 防 計 画	地震防災対策強化地域に所在する防火対象物		ること。	
		情報等の伝達	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた地震予知情報及び警戒宣言の伝達に係る事項について確認すること。</li> <li>2 情報等の伝達を担当する従業員等からの聴取により、伝達の方法の把握の状況について確認すること。</li> <li>3 消防計画に定められた伝達の方法に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。</li> </ol>	消防計画に定められた地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合における在館者及び従業員等への伝達の方法が、情報等の伝達を担当する従業員等に把握されていること。
		避難誘導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に係る事項について確認すること。</li> <li>2 避難誘導を担当する従業員等からの聴取により、避難誘導の方法等の把握の状況について確認すること。</li> <li>3 消防計画に定められた避難誘導に係る事項が、防火対象物の実態に適合している確認すること。</li> </ol>	消防計画に定められた警戒宣言が発せられた場合における避難誘導の体制及び方法が、避難誘導を担当する従業員等に把握されていること。
	施設及び設備の点検及び整備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の点検及び整備に係る事項について確認すること。</li> <li>2 施設及び設備の点検並びに整備を担当する従業員等からの聴取により、施設及び設備の点検並びに整備の把握の状況について確認すること。</li> <li>3 消防計画に定められた施設及び設備の点検及び整備に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。</li> </ol>	消防計画に定められた警戒宣言が発令せられた場合における施設及び設備の点検並びに整備が、施設及び設備の点検並びに整備を担当する従業員等に把握されていること。	

消 防 計 画	地震防災対策強化地域に所在する防火対象物	応急対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた警戒宣言が発せられた場合における応急対策に係る事項について確認すること。</li> <li>2 応急対策を担当する従業員等からの聴取により、応急対策の把握の状況について確認すること。</li> <li>3 消防計画に定められた応急対策に係る事項が防火対象物の実態に適合しているか確認すること。</li> </ol>	消防計画に定められた警戒宣言が発令せられた場合における応急対策が、応急対策を担当する従業員等に把握されていること。
		防災訓練	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた地震に係る防災訓練に関する事項について確認すること。</li> <li>2 防災訓練を担当する従業員等からの聴取により、防災訓練の実施の状況について確認すること。</li> <li>3 消防計画に定められた防災訓練に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。</li> </ol>	消防計画に定められた地震時を想定した消火、通報及び避難の訓練が実施されていること。
		教育及び広報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められた教育及び広報に係る事項について確認すること。</li> <li>2 防火管理維持台帳並びに教育及び広報を担当する従業員等からの聴取により、教育及び広報の把握の状況について確認すること。</li> <li>3 消防計画に定められた教育及び広報に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に定められたところにより、教育が実施されていること。</li> <li>2 防火対象物の避難経路及び最寄りの広域避難場所までの避難経路が教育及び広報を担当する従業員等に把握されていること。</li> </ol>

消 防 計 画	防火 管理 者	消火訓練及び避難訓練の実 施回数	防火管理維持台帳及び防火管理者その他の関係の ある者からの聴取により、消火及び避難の訓練の実 施の状況について確認すること。	特定防火対象物の防火管理者が消防計画に基づき、消火及 び避難の訓練を年2回以上実施していること。
		消火訓練及び避難訓練を実 施する場合の消防機関への 通報	防火管理維持台帳及び防火管理者その他の関係の ある者からの聴取により、消火及び避難の訓練を実 施する場合、事前に消防機関に通報を行っているこ とを確認すること。	特定防火対象物の防火管理者は、少なくとも年2回の消火 又は避難の訓練を実施する場合に、事前に消防機関に通報さ れていること。

### 第3 共同防火管理協議事項

#### 1 一般的留意事項

(1) 共同防火管理協議事項に定められた内容に照らして点検すること。

(2) 共同防火管理協議事項の内容が防火対象物の実態に適合していないと認められる場合は、立会者に計画の変更について助言するとともにその内容を「状況及び措置内容」の欄に記入すること。

(3) 共同防火管理協議事項に定められた事項の実施状況について「状況及び措置内容」の欄に記入すること。

#### 2 点検方法等

点検項目		点検方法	判定方法
共同防火管理協議事項	作成	共同防火管理協議事項の作成及び変更の届出の写しにより確認すること。	<p>1 次に掲げる事項について共同防火管理協議事項を作成していること。</p> <p>(1) 防火対象物の管理について権原を有する者により組織する共同防火管理協議会の設置及び運用に関すること。</p> <p>(2) 共同防火管理協議会の代表者の選任に関すること。</p> <p>(3) 統括防火管理者の選任及び当該統括防火管理者に付与すべき防火管理上必要な権限に関すること。</p> <p>(4) 防火対象物全体にわたる消防計画の作成並びにその計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。</p> <p>(5) 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。</p> <p>(6) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。</p> <p>(7) 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。</p> <p>(8) その他共同防火管理に関し必要な書類。</p>

共同防火管理協議事項			<p>( 9 ) 地震防災対策強化地域に所在する防火対象物</p> <p>ア 警戒宣言が発せられた場合における自衛消防の組織に関すること。</p> <p>イ 地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること。</p> <p>ウ 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関すること。</p> <p>エ 警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の点検並びに整備その他地震による被害の発生防止又は軽減を図るための応急対策に関すること。</p> <p>オ 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関すること。</p> <p>カ 大規模な地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること。</p> <p>2 共同防火管理協議事項に定められた事項に変更が生じた場合に、共同防火管理協議事項を変更していること。</p>
	届出	共同防火管理協議事項の作成及び変更の届出の写しにより確認すること	<p>1 共同防火管理協議事項が届け出されていること。</p> <p>2 共同防火管理協議事項に定められた事項に変更が生じた場合に、共同防火管理協議事項の変更の届け出がされていること。</p>

第4 防災物品等

点検方法

点検項目	点検方法	判定方法
避難上必要な施設及び防火戸の管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設及び防火戸の管理の状態を目視により確認すること。</li> <li>2 防火管理維持台帳及び関係のある者からの聴取により、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設及び防火戸の管理の実施の状況について確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設において、避難の支障となる物件が放置され、又はみだりに存置されないよう管理されていること。</li> <li>2 防火戸についてその閉鎖の支障となる物件が放置され、又はみだりに存置されないよう管理されていること。</li> </ol>
防災物品の表示	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災対象物品に防災性能を有する旨の表示が付されていること確認すること。</li> <li>2 防災性能を有する旨の表示が規則別表第1の2の2に定めるもの、指定表示又は規則第4条の4第9項に定める表示であることを確認すること。</li> </ol>	<p>防災対象物品に防災性能を示す防災表示、指定表示又は規則第4条の4第9項の表示が付されていること。</p>
圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物の規制に関する政令第1条の10第1項に定める物質が、同項に定める数量以上を貯蔵又は取り扱われているか確認すること。                      なお、船舶、自動車、航空機、鉄道又は軌道により貯蔵し、又は取り扱う場合その他同条第2項に定める場合はこの限りではない。</li> <li>2 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書の写しにより確認すること。</li> <li>3 届出書に添付されている見取り図と、貯蔵又は取り扱われている状態に変更がないか確認するとともに、変更のある場合にあつては、その旨を点検票の「状況又は措置内容」の欄に記入すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物の規制に関する政令第1条の10第1項に定める物質が、同項に定める数量以上を貯蔵又は取扱う場合は、圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書が出されていること。</li> <li>2 危険物の規制に関する政令第1条の10第1項に定める数量以上を貯蔵又は取扱いを廃止する場合は、圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書が出されていること。</li> </ol>

## 第5 消防用設備等又は特殊消防用設備等

### 1 留意事項

- (1) 防火対象物又はその部分の用途、規模等により、必要な消防用設備等が設置され、又は法第17条第3項が適用されている防火対象物は、特殊消防用設備等が設置されていることを確認すること。
- (2) 消防用設備等の設置基準に関する政令若しくはこれに基づく命令の適用の際、現に存する防火対象物における消防用設備等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物に係る消防用設備等がこれらの規定に適合しないとき又は防火対象物の用途が変更されたことにより、当該用途が変更された後の当該防火対象物における消防用設備等が消防用設備等の設置基準に関する政令若しくはこれに基づく命令に適合しないこととなるときは、適用される消防用設備等の設置基準の基準時及びその後の増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの範囲について確認すること。
- (3) 各消防用設備等を設置する際の防火対象物の用途、構造、規模、収容人員等に変更があるか、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（以下「消防用設備等設置届出書」という。）（法第17条の3の2の規定に基づく消防長等の検査を要しない防火対象物については除く。）により確認すること。
- (4) 法第17条の3の3の規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検報告に係る内容は除かれていること。
- (5) 防火対象物が令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているとして、それぞれ別の防火対象部とみなし、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置基準が適用されたものにあつては、当該区画が適切であるかを確認し、当該区画が適切でない場合にあつては、当該区画が無いものとして消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置基準を適用した結果を、各点検項目ごとに「状況及び措置内容」の欄に記入し、適合していないものについては「不備内容」の欄に記入すること。
- (6) 令第32条の規定が適用されている消防用設備等については、消防長又は消防署長に認められていることを確認すること。
- (7) 無窓階に相当しないとして消防用設備等の設置基準を適用した場合にあつては、避難上又は消火活動上有効な開口部の大きさ等について確認すること。

### 2 点検方法等

点検項目		点検方法	判定方法
消防用設備等	消火器・簡易消火用具	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 他の消防用設備等を設置することにより、設置個数が減少されているものについては、当該消防用設備等及び能力単位について確認すること。</li> <li>3 目視により防火対象物又はその部分に消火器の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ、必要な能力単位を有する消火器又は簡易消火用具が設置されていること。</li> <li>2 他の消防用設備等を設置することにより、設置個数を減少したものについては、当該消防用設備等が存すること。</li> </ol>

消 防 用 設 備 等	屋内消火栓設備	<p>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</p> <p>2 防火対象物の構造等によりその部分の延べ面積又は床面積の数値について、三倍又は二倍等の数値が適用されているもの又は他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、その構造等の変更の有無又は当該消防用設備等の設置について確認すること。</p> <p>3 目視により防火対象物又はその部分に屋内消火栓設備の設置の有無を確認すること。</p>	<p>1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。</p> <p>2 防火対象物の構造等によりその部分の延べ面積又は床面積の数値について、三倍又は二倍等の数値が適用されている当該防火対象物の構造等が変更されていないこと。          なお、当該防火対象物の構造等を変更したことにより、三倍又は二倍の数値が適用されなくなった場合には、変更後の構造等に基づいて消防用設備等の設置基準を適用して設置されていること。</p> <p>3 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</p>
	スプリンクラー設備	<p>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</p> <p>2 防火対象物の構造等によりその部分の延べ面積又は床面積の数値について、三倍又は二倍等の数値が適用されているもの（令第12条第1項第4号の防火対象物に限る。）又は他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、その構造等の変更の有無又は消防用設備等の設置について確認すること。</p> <p>3 目視により防火対象物又はその部分にスプリンクラー設備の設置の有無を確認すること。</p>	<p>1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。</p> <p>2 防火対象物の構造等によりその部分の延べ面積又は床面積の数値について、三倍又は二倍等の数値が適用されているもの（令第12条第1項第4号の防火対象物に限る。）の構造等が変更されていないこと。          なお、当該防火対象物の構造等を変更したことにより、三倍又は二倍の数値が適用されなくなった場合には、変更後の構造等に基づいて消防用設備等の設置基準を適用して設置されていること。</p> <p>3 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</p>
	水噴霧消火設備	<p>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</p> <p>2 他の消防用設備等の設置により、設置しないこ</p>	<p>1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。</p> <p>2 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</p>

消 防 用 設 備 等		<p>としたものについては、当該消防用設備等の設置について確認すること。</p> <p>3 目視により防火対象物又はその部分に水噴霧消火設備の設置の有無を確認すること。</p>	
	泡消火設備	<p>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</p> <p>2 他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等の設置について確認すること。</p> <p>3 目視により防火対象物又はその部分に泡消火設備の設置の有無を確認すること。</p>	<p>1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。</p> <p>2 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</p>
	不活性ガス消火設備	<p>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</p> <p>2 他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等の設置について確認すること。</p> <p>3 目視により防火対象物又はその部分に不活性ガス消火設備の設置の有無を確認すること。</p>	<p>1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。</p> <p>2 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</p>
	ハロゲン化物消火設備	<p>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</p> <p>2 他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等の設置について確認すること。</p> <p>3 目視により防火対象物又はその部分にハロゲン</p>	<p>1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。</p> <p>2 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</p>

消 防 用 設 備 等		化物消火設備の設置の有無を確認すること。	
	粉末消火設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等の設置について確認すること。</li> <li>3 目視により防火対象物又はその部分に粉末消火設備の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。</li> <li>2 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</li> </ol>
	屋外消火栓設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等の設置について確認すること。</li> <li>3 目視により建築物に屋外消火栓設備の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の用途、構造、規模に応じ設置されていること。</li> <li>2 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</li> </ol>
	動力消防ポンプ設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等の設置について確認すること。</li> <li>3 目視により防火対象物又はその部分に動力消防ポンプ設備の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。</li> <li>2 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</li> </ol>
	自動火災報知設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しに</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。</li> </ol>

消 防 用 設 備 等		<p>より確認すること。</p> <p>2  他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等の設置について確認すること。</p> <p>3  目視により防火対象物又はその部分に自動火災報知設備の設置の有無を確認すること。</p>	<p>2  他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</p>
	ガス漏れ火災警報設備	<p>1  消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</p> <p>2  目視により防火対象物又はその部分にガス漏れ火災警報設備の設置の有無を確認すること。</p>	<p>防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。</p>
	漏電火災警報器	<p>1  消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</p> <p>2  目視により防火対象物に漏電火災警報器の設置の有無を確認すること。</p>	<p>防火対象物の用途、構造、規模、契約電流容量に応じ設置されていること。</p>
	消防機関へ通報する火災報知設備	<p>1  消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</p> <p>2  他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等の設置について確認すること。</p> <p>3  目視により防火対象物に消防機関へ通報する火災報知設備の設置の有無を確認すること。</p>	<p>1  防火対象物の用途、規模に応じ設置されていること。</p> <p>2  消防機関へ常時通報することができる電話を設置したことにより、設置しないこととしたものについては、当該電話が存すること。</p>
	非常警報器具、非常警報設備	<p>1  消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</p>	<p>1  防火対象物の用途、構造、規模、収容人員に応じ設置されていること。</p> <p>2  他の消防用設備等を設置することにより、設置しない</p>

消 防 用 設 備 等		<p>2  他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等の設置について確認すること。</p> <p>3  目視により防火対象物に非常警報器具又は非常警報設備の設置の有無を確認すること。</p>	<p>こととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</p>
	避難器具	<p>1  消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</p> <p>2  防火対象物の状況又は他の設備等の設置により設置の減免をしたものについては、その状況又は当該設備等の設置について確認すること。</p> <p>3  目視により防火対象物又はその部分に避難器具の設置の有無を確認すること。</p>	<p>1  階の用途、構造、規模、収容人員に応じ、適応する避難器具が設置されていること。</p> <p>2  当該防火対象物の位置、構造又は設備の状況により、避難上支障がないと認められるものとして、設置個数を減少又は避難器具を設置しないこととしたものについては、その位置、構造又は設備の状況に変更がないこと。</p>
	誘導灯・誘導標識	<p>1  消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</p> <p>2  防火対象物の状況又は他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、その状況又は当該消防用設備等の設置について確認すること。</p> <p>3  目視により防火対象物又はその部分に誘導灯・誘導標識の設置の有無を確認すること。</p>	<p>1  防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。</p> <p>2  当該防火対象物の階のうち、避難が容易であると認められるものとして設置しないこととしたものについては、その状況に変更がないこと。</p> <p>3  避難口誘導灯又は通路誘導灯を設置することにより、設置しないこととした誘導標識については、当該誘導灯が存すること。</p>
	消防用水	<p>1  消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</p> <p>2  目視により消防用水の設置の有無を確認すること。</p>	<p>建築物の用途、構造、規模に応じ設置されていること。</p>

消 防 用 設 備 等	排煙設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 防火対象物の構造又は他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、その状況又は当該消防用設備等の設置について確認すること。</li> <li>3 目視により防火対象物又はその部分に排煙設備の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。</li> <li>2 当該防火対象物の構造等により、設置しないこととしたものについては、当該構造に変更がないこと。</li> <li>3 他の消防用設備等の設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</li> </ol>
	連結散水設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 防火対象物の要件又は他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、その要件又は当該消防用設備等の設置について確認すること。</li> <li>3 目視により防火対象物に連結散水設備の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火対象物の用途、規模に応じ設置されていること。</li> <li>2 他の消防用設備等を設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</li> <li>3 消防活動上支障がないものの要件を満たしている防火対象物の部分については、当該要件が備わっていること。</li> </ol>
	連結送水管	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 目視により防火対象物に連結送水管の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	防火対象物の用途、規模に応じ設置されていること。
	非常コンセント設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> </ol>	防火対象物の用途、規模に応じ設置されていること。

消 防 用 設 備 等		2 目視により防火対象物に非常コンセント設備の設置の有無を確認すること。	
	無線通信補助設備	1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。 2 目視により防火対象物に無線通信補助設備の設置の有無を確認すること。	防火対象物の用途、規模に応じ設置されていること。
	令第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等	1 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。 2 目視により防火対象物に令第29条の4第1項の必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置の有無を確認すること。	防火対象物の用途、規模に応じ必要とされる防火安全性能を有すると認められた状況で設置されていること。
	令第32条の適用	1 防火対象物の位置、構造及び設備の状況から令第32条の規定を適用された消防用設備等については、消防用設備等特例適用申請書等の写しにより、防火対象物の位置、構造又は設備の状況について確認すること。 2 消防法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第19号）附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされている特殊の消防用設備等その他の設備については、消防用設備等特例適用申請書等の写しにより、当該特例が認められた特殊の消防用設備等又はその他の設備の設置について確認すること。	1 消防用設備等特例適用申請書等の写しにより、当該特例が認められた防火対象物の位置、構造又は設備の状況に変更がないこと及び適用された消防用設備等の基準により当該設備等が設置されていること。 2 消防用設備等特例適用申請書等の写しにより、当該特例が認められた特殊の消防用設備等その他の設備が存すること。

特殊消防用設備等	法第17条第3項の特殊消防用設備等	<p>1 総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等が、設備等設置維持計画に従って設置されていることを、特殊消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</p> <p>2 目視により防火対象物に特殊消防用設備等の設置の有無を確認すること。</p>	法第17条第3項が適用されている防火対象物は、特殊消防用設備が設置されていること。
消防用設備等又は特殊	設置の届出	消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。	消防用設備等設置届出書及び消防用設備等試験結果報告書又は特殊消防用設備等試験結果報告書が消防長又は消防署長に出されていること。
	消防用設備等の検査	消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証により確認すること。	消防用設備等設置届出書に基づき、消防機関が当該消防用設備等又は特殊消防用設備等設置等技術基準又は設備等設置維持計画に適合していると認めた消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証が交付されていること。

第6 火を使用する設備の位置、構造及び管理等（市町村長の定める基準）

1 留意事項

（1）条例で定められた火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取扱いその他火の使用に関する制限等の基準に適合していないと認められる場合は、立会者に基準に適合するように助言するとともに、その内容を点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。

（2）届出を要する火を使用する設備等を設置している場合は、消防長又は消防署長に届け出されている内容を確認すること。

2 点検方法等

点検項目	点検方法	判定方法	
火を使用する設備・器具等	炉	<p>炉の位置及び管理の状況について、関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。</p>	<p>1 建築物等及び可燃性の物品までの火災予防上安全な距離として、当該炉の種類に応じた距離が保たれていること。</p> <p>2 炉に面する床、壁、天井（天井のない場合にあっては、屋根。以下同じ。）等の部分に炭化状態が見られないこと。</p> <p>3 階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置に設けていないこと。</p> <p>4 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けていること。</p> <p>5 炉及びその附属設備の周囲は、常に整理及び清掃が行なわれ、燃料その他の可燃物をみだりに放置していないこと。</p> <p>6 炉及びその附属設備に破損、亀裂及び燃料漏れがないこと。</p>
	ふろがま	「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「ふろがま」と読み替えるものとする。	「炉」の判定方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「ふろがま」と読み替えるものとする。
	温風暖房機	「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「温風暖房機」と読み替えるものとする。	「炉」の判定方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「温風暖房機」と読み替えるものとする。
	厨房設備	「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「厨房設備」と読み替えるものとする。	<p>1 「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「厨房設備」と読み替えるものとする。</p> <p>2 天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること。</p>

火を使用する設備・器具等	ボイラー	「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「ボイラー」と読み替えるものとする。	「炉」の判定方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「ボイラー」と読み替えるものとする。
	ストーブ	「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「ストーブ(移動式のものを除く。）」と読み替えるものとする。	「炉」の判定方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「ストーブ(移動式のものを除く。）」と読み替えるものとする。
	壁付暖炉	「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「壁付暖炉」と読み替えるものとする。	「炉」の判定方法(1を除く。)を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「壁付暖炉」と読み替えるものとする。
	乾燥設備	「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「乾燥設備」と読み替えるものとする。	「炉」の判定方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「乾燥設備」と読み替えるものとする。
	サウナ設備	「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「サウナ設備」と読み替えるものとする。	「炉」の判定方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「サウナ設備」と読み替えるものとする。
	簡易湯沸設備	「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「簡易湯沸設備」と読み替えるものとする。	「炉」の判定方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「簡易湯沸設備」と読み替えるものとする。
	給湯湯沸設備	「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「給湯湯沸設備」と読み替えるものとする。	「炉」の判定方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「給湯湯沸設備」と読み替えるものとする。
	燃料電池発電設備	「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「燃料電池発電設備」と読み替えるものとする。	「炉」の判定方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「燃料電池発電設備」と読み替えるものとする。
	堀ごたつ及びいろり	「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「堀ごたつ及びいろり」と読み替えるものとする。	「炉」の判定方法(6を除く。)を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「堀ごたつ及びいろり」と読み替えるものとする。
	ヒートポンプ冷暖房機	「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関」と読み替えるものとする。	「炉」の判定方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関」と読み替えるものとする。
火花を生ずる設備	「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「火花を生ずる設備」と読み替えるものとする。	火花を生ずる設備のある室内においては、常に整理及び清掃が行われ、みだりに火気を使用していないこと。	

火を使用する設備・器具等	放電加工機	「炉」の点検方法を準用すること。この場合において「炉」とあるのは「放電加工機」と読み替えるものとする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 引火点70度未満の加工液を使用していないこと。</li> <li>2 放電加工機のある室内においては、常に整理及び清掃がなされ、みだりに火気を使用していないこと。</li> </ol>
	変電設備	変電設備の位置及び管理の状況について、関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 見やすい箇所に、条例第11条第1項第5号の規定に基づく標識を設けていること。</li> <li>2 変電設備本体に変形及び損傷等がないこと。</li> <li>3 変電設備の周囲は、常に整理及び清掃が行なわれ、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置していないこと。</li> </ol>
	内燃機関を原動力とする発電設備	「変電設備」の点検方法を準用すること。この場合において「変電設備」とあるのは「内燃機関を原動力とする発電設備」と読み替えるものとする。	「変電設備」の判定方法を準用すること。この場合において「変電設備」とあるのは「内燃機関を原動力とする発電設備」と読み替えるものとする。
	蓄電池設備	「変電設備」の点検方法を準用すること。この場合において「変電設備」とあるのは「蓄電池設備」と読み替えるものとする。	「変電設備」の判定方法を準用すること。この場合において「変電設備」とあるのは「蓄電池設備」と読み替えるものとする。
	ネオン管灯設備	「変電設備」の点検方法を準用すること。この場合において「変電設備」とあるのは「ネオン管灯設備」と読み替えるものとする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ネオン管灯設備について、外形上著しい変形及び損傷等がないこと。</li> <li>2 可燃物との接触がないこと。</li> </ol>
	舞台装置等の電気設備	「変電設備」の点検方法を準用すること。この場合において「変電設備」とあるのは「舞台装置等の電気設備」と読み替えるものとする。	「変電設備」の判定方法（1を除く。）を準用すること。この場合において「変電設備」とあるのは「舞台装置等の電気設備」と読み替えるものとする。
	避雷設備	「変電設備」の点検方法を準用すること。この場合において「変電設備」とあるのは「避雷設備」と読み替えるものとする。	「ネオン管灯設備」の判定方法（2を除く。）を準用すること。この場合において「ネオン管灯設備」とあるのは「避雷設備」と読み替えるものとする。
	水素ガスを充てんする気球	水素ガスを充てんする気球の位置及び管理の状況について、関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。	水素ガスを充てんする気球を掲揚又はけい留する場所には、さく等を設け、かつ、条例第17条第3号の規定に基づく標識を標示していること。

火を使用する設備・器具等	火を使用する設備に 附属する煙突	「火を使用する設備に附属する煙突」の位置及び構造について、関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。	煙突の周囲の建築物等の部分及び可燃性の物品に炭化状態が見られないこと。
	液体燃料を使用する 器具	液体燃料を使用する器具の取扱いの状況について、関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物等及び可燃性の物品までの火災予防上安全な距離として、当該器具の種類に応じた距離が保たれていること。</li> <li>2 器具に面する床、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根。以下同じ。）等の部分に、炭化状態が見られないこと。</li> <li>3 地震動等により可燃物が落下し、又は接触するおそれのない場所で使用していること。</li> <li>4 避難上の障害とならない場所で使用していること。</li> <li>5 地震動等により容易に転倒又は落下するおそれのないよう安定した状態で使用していること。</li> <li>6 故障し、又は破損したものを使用していないこと。</li> <li>7 本来の使用目的以外に使用していないこと。</li> <li>8 器具の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物を放置していないこと。</li> <li>9 燃料配管に使用する可燃性ホースは、器具との接続部分をホースバンド等で締めつけるとともに、器具に応じた適正な長さとし、かつ、屋外の配管としては使用していないこと。</li> <li>10 不燃性の床上又は台上で使用していること。</li> </ol>
	固体燃料を使用する 器具	「液体燃料を使用する器具」の点検方法を準用すること。この場合において「液体燃料を使用する器具」とあるのは「固体燃料を使用する器具」と読み替えるものとする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「液体燃料を使用する器具」の判定方法( 9及び10を除く。)を準用すること。</li> <li>2 火鉢にあつては、底部に、しゃ熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用していること。</li> <li>3 置ごたつにあつては、火入容器を金属以外の特定不燃材料で造った台上に置いて使用していること。</li> </ol>

火を使用する設備・器具等	気体燃料を使用する器具	「液体燃料を使用する器具」の点検方法を準用すること。この場合において「液体燃料を使用する器具」とあるのは「気体燃料を使用する器具」と読み替えるものとする。	「液体燃料を使用する器具」の判定方法（10を除く。）を準用すること。
	電気を熱源とする器具	「液体燃料を使用する器具」の点検方法を準用すること。この場合において「液体燃料を使用する器具」とあるのは「電気を熱源とする器具」と読み替えるものとする。	<p>1 建築物等及び可燃性の物品までの火災予防上安全な距離として、当該器具の種類に応じた距離が保たれていること。</p> <p>2 1のほか、「液体燃料を使用する器具」の判定方法（1、9及び10を除く。）を準用すること。この場合において「液体燃料を使用する器具」とあるのは「電気を熱源とする器具」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、「液体燃料を使用する器具」の6及び7によること。</p>
	使用に際し火災の発生のおそれのある器具	使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの状況について、関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。	「液体燃料を使用する器具」の判定方法（9を除く。）を準用すること。
	条例第22条の2適用	条例第22条の2の規定を適用された火を使用する設備又は器具の使用に際し、火災の発生のおそれのある設備又は器具について、基準の特例が認められた状況を確認すること。	火を使用する設備又は器具の使用に際し、火災の発生のおそれのある設備又は器具について、消防長が基準の特例を認めた状況で設置及び管理されていること。

第7 火の使用の制限等（市町村長の定める基準）

1 留意事項

条例第23条第1項ただし書きの規定に基づき、消防長が火災予防上支障がないと認められたものについては、豊田市火災予防規則（昭和50年規則第3号。）

第5条に規定する禁止行為の解除承認申請書により、その状態を確認すること。

2 点検方法等

点検項目	点検方法	判定方法
喫煙等	<p>1 条例に基づき火の使用に関する制限がなされている場所（以下「指定場所」という。）において、喫煙し、裸火を使用し又は火災予防上危険な物品の持ち込み(以下「禁止行為」という。)を行っていないか関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。</p> <p>2 指定場所には、条例で定める標識が設置されているか目視により確認すること。</p> <p>3 喫煙が全面的に禁止されている防火対象物には、全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置が行われているか関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。</p> <p>4 3以外の防火対象物には、適当な数の吸殻容器を設置した喫煙所を設け、火災予防条例で定める標識の設置等について目視により確認すること。</p> <p>5 劇場等において階ごとに喫煙所を設けない場合は、禁煙を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置が行われているか関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。</p>	<p>1 指定場所において、禁止行為が行われないよう措置されていること。 消防長から指定場所での禁止行為について火災予防条支障がないと認められている場合は、禁止行為の解除承認申請書により確認すること。</p> <p>2 指定場所には条例に定める標識が設置されていること。</p> <p>3 喫煙が全面的に禁止されている防火対象物について、その旨の標識の設置その他の全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置が行われていること。</p> <p>4 3以外の防火対象物について、吸殻容器を設置した喫煙所が設けられ、条例で定める標識が設置されていること。</p> <p>5 劇場等において階ごとに喫煙所を設けない場合は、禁煙を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置が行われていること。</p>
がん具用煙火	<p>火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第91条第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下のがん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱っている場合は、関係</p>	<p>1 炎、火花又は高温体との接近及び直射日光を避けて、がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱っていること。</p> <p>2 がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふた</p>

	<p>のある者からの聴取及び目視により、貯蔵又は取扱いの状況を確認すること。</p>	<p>のある不燃性の容器に入れるか、又は防災処理を施した覆いをしていること。</p>
<p>作業中の防火管理</p>	<p>1 溶接作業等を行う場合、可燃性の物品除去、消火用具の準備及び作業後の点検等その他火災予防上必要な措置が講じられているか関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。</p> <p>2 消防計画に前記1に伴う作業等の安全対策が樹立されているか確認すること。</p>	<p>溶接作業等を行う場合は次に掲げる措置を講じているかを目視又は関係者からの聴取により確認すること。</p> <p>1 消火の準備を行なっているか。</p> <p>2 火災の発生を防止する措置として次のような措置を講じているか。</p> <p>(1) 湿砂の散布、散水及び不燃材料による遮熱</p> <p>(2) 可燃性物品の除去</p> <p>(3) 作業中の監視及び作業後の点検</p> <p>(4) その他火災予防上必要な措置</p>

第8 少量危険物等（市町村長の定める基準）

1 留意事項

（1）条例に規定する指定数量未満の危険物又は指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に適合していないと認められる場合は、立会者に基準に適合するよう助言するとともに、その内容を点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。

（2）条例第57条第1項に規定するものにあつては、豊田市火災予防規則第10条第1項に規定する少量危険物又は指定可燃物の貯蔵・取扱届出書の写しにより、その内容を確認すること。

（3）指定数量未満の危険物又は指定可燃物等の地下タンクからの漏れの有無は、漏洩検査管により確認すること。

2 点検方法等

点検項目		点検方法	判定方法
少量危険物等	指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い	1 危険物の貯蔵及び取扱いの数量について、関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。 2 みだりに火気を使用していないか関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。 3 危険物の容器は、破損又は栓等が離脱していないか目視により確認すること。 4 危険物を収納した容器を貯蔵する場合は、地震動等による容器の転倒若しくは転落又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講じていることを関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。 5 危険物が漏れ、あふれ又は飛散していないか目視により確認すること。 6 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃が行われていることを関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。	1 指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱いをしていないこと。 2 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用していないこと。 3 危険物の容器は、破損又は栓等が離脱していないこと。 4 危険物を収納した容器を貯蔵している場合は、地震動等による容器の転倒、転落又は破損を防止するため、有効な柵、滑り止め等が設けられているとともに、他の物品が容易に落下するおそれのない場所に貯蔵していること。 5 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散していないこと。 6 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、整理及び清掃が行われていること。
	少量危険物の貯蔵及び取扱い	1 危険物の貯蔵及び取り扱う施設等について、条例第57条第1項に規定する少量危険物の貯蔵・取扱届出書並びに関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。	1 設置している計器類（温度計、湿度計、圧力計等）が正常に機能していること。 2 タンクに著しいさびがないこと。

少量危険物等	指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い	<p>2 危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱っているか関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。</p> <p>3 タンク（地下タンクは除く。）の外面にさびがないか目視により確認すること。</p> <p>4 引火防止装置に損傷、目詰まり及び腐食がないか目視により確認すること。（引火点が40以上の危険物を除く。）</p> <p>5 タンク等の流出を防止するための措置について目視により確認すること。</p> <p>6 配管に腐食及び損傷がないか目視により確認すること。 なお、埋設配管の場合にあっては、点検箱内の配管接合部分の状況を目視により確認すること。</p> <p>7 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、標識及び掲示板を設けているか目視により確認すること。</p>	<p>3 引火防止装置に目詰まり、著しい損傷及び腐食がないこと。</p> <p>4 タンク等の流出を防止するための措置に著しい破損及び亀裂等がないこと。</p> <p>5 配管に著しい腐食及び損傷がないこと。</p> <p>6 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、条例第31条の2第2項第1号の規定に基づく標識及び掲示板を設けていること。</p>
	指定可燃物等の貯蔵及び取扱い	<p>1 可燃性液体類等の貯蔵及び取り扱う場所について、条例第57条第1項に規定する指定可燃物の貯蔵・取扱届出書並びに関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。</p> <p>2 みだりに火気を使用していないか関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。</p> <p>3 可燃性液体類等が漏れ、あふれ又は飛散していないか目視により確認すること。</p> <p>4 可燃性液体類等を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器の栓の離脱又は破損がないこと。</p> <p>5 可燃性液体類等の性質に応じた適正な温度及び湿度並びに圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱っているか関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。</p>	<p>1 みだりに火気を使用していないこと。</p> <p>2 可燃性液体類等が漏れ、あふれ又は飛散していないこと。</p> <p>3 容器の栓の離脱又は破損がないこと。</p> <p>4 設置している計器類（温度計、湿度計、圧力計等）が正常に機能していること。</p> <p>5 タンクに著しいさびがないこと。</p> <p>6 タンク等の流出を防止するための措置に著しい破損及び亀裂等がないこと。</p> <p>7 配管に著しい腐食及び損傷がないこと。</p> <p>8 条例第33条第1項第1号に規定する容器には、同項の規定に基づく表示を設けていること。</p> <p>9 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、条例第33条第3項の規定に基づく標識及び掲示板を設けているこ</p>

少量危険物等	指定可燃物等の貯蔵及び取扱い		<p>6 タンク（地下タンクは除く。）の外面にさびがないか目視により確認すること。</p> <p>7 タンク等の流出を防止するための措置について目視により確認すること。</p> <p>8 配管に腐食及び損傷がないか目視により確認すること。          なお、埋設配管の場合にあつては、点検箱内の配管接合部分の状況を目視により確認する。</p> <p>9 条例第33条第1項第1号口に規定する容器には、表示を設けているか目視により確認すること。</p> <p>10 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、標識及び掲示板を設けているか目視により確認すること。</p>	と。
		綿花液体類等の貯蔵及び取扱い	<p>1 綿類等の貯蔵及び取り扱う場所について、条例第57条第1項に規定する指定可燃物の貯蔵・取扱届出書並びに関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。</p> <p>2 みだりに火気を使用していないか関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。</p> <p>3 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃が行われていることを関係のある者からの聴取及び目視により確認すること。</p> <p>4 集積単位相互間の距離が保たれているか目視又は関係のある者からの聴取により確認すること。</p> <p>5 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、標識及び掲示板を設けているか目視により確認すること。</p>	<p>1 みだりに火気を使用していないこと。</p> <p>2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、整理及び清掃が行われていること。</p> <p>3 条例第34条第2項第2号及び第3号イの規定に基づき、集積単位相互間の距離を保っていること。</p> <p>4 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、条例第34条第2項第1号の規定に基づく標識及び掲示板を設けていること。</p>
		条例第34条の3の適用	<p>条例第34条の3の規定を適用された指定数量未満の危険物及び指定可燃物について、基準の特例が認められた状況を確認すること。</p>	<p>指定数量未満の危険物及び指定可燃物について、消防長が基準の特例を認めた状況で設置及び管理されていること。</p>

第10 消防用設備等（市町村長の定める基準）

1 留意事項

前記第5、1（留意事項）を準用すること。この場合において「令32条」とあるのは「条例第45条」と読み替えるものとする。

2 点検方法等

点検項目		点検方法	判定方法
消 防 用 設 備 等	消火器具	前記第5、2「消火器・簡易消火用具」の点検方法（2を除く。）を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。	前記第5、2「消火器・簡易消火用具」の判定方法（2を除く。）を準用すること。
	屋内消火栓設備	前記第5、2「屋内消火栓設備」の点検方法を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。	前記第5、2「屋内消火栓設備」の判定方法を準用すること。
	スプリンクラー設備	前記第5、2「スプリンクラー設備」の点検方法（2を除く。）を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。	前記第5、2「スプリンクラー設備」の判定方法（2を除く。）を準用すること。
	水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備	前記第5、2「水噴霧消火設備」、「泡消火設備」、「不活性ガス消火設備」、「ハロゲン化物消火設備」及び「粉末消火設備」の点検方法（2を除く。）を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。	前記第5、2「水噴霧消火設備」、「泡消火設備」、「不活性ガス消火設備」、「ハロゲン化物消火設備」及び「粉末消火設備」の判定方法（2を除く。）を準用すること。
	自動火災報知設備	前記第5、2「自動火災報知設備」の点検方法を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。	前記第5、2「自動火災報知設備」の判定方法を準用すること。
	避難器具	前記第5、2「避難器具」の点検方法（2を除く。）を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。	前記第5、2「避難器具」の判定方法（2を除く。）を準用すること。

消 防 用 設 備 等	連結送水管	前記第5、2「連結送水管」の点検方法を準用すること。この場合において「消防法令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。	前記第5、2「連結送水管」の判定方法を準用すること。
	条例第45条の適用	前記第5、2「令第32条の適用」の点検方法（2を除く。）を準用すること。この場合において「令第32条」とあるのは「条例第45条」と読み替えるものとする。	前記第5、2「令第32条の適用」の判定方法（2を除く。）を準用すること。